

# 省エネ しましょう!

政府の省エネルギー・省資源対策推進会議で冬季省エネルギー対策が決定し、具体的な省エネ対策が発表されました。日常生活を見直して、省エネ生活を心がけましょう。

- ・暖房は室温 20 を目安に温度調節しましょう。
- ・暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないようにしましょう。
- ・冷蔵庫の温度調節は季節に合わせて行い、食品を詰め込み過ぎないようにしましょう。
- ・電気製品を長時間使わないときは、コンセントからプラグを抜くようにしましょう。
- ・煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用しましょう。
- ・シャワーはお湯を流しっぱなしにしないようにしましょう。
- ・お風呂は家族で間隔をおかずに入るようにし、追いだきはしないようにしましょう。
- ・車の運転は経済速度を心がけ、急発進・急加速をしないようにしましょう。また、タイヤの空気圧は適正に保ち、アイドリングはできるだけしないようにしましょう。
- ・外出時はできるだけ公共交通機関を利用しましょう。

## 下高瀬小学校では「省エネ教室」が行われました

三野町の下高瀬小学校では、5年児童が総合的な学習の時間に環境をテーマに学習しており、今年度、財 省エネルギーセンターが募集する『省エネ教室』の参加校に選ばれました。

10月省エネセンターから派遣された環境コーディネーターの小寺昭彦先生を講師に、省エネ教室を開始。ビデオや



発表が終わると次々に質問が飛び出します

スライドなど映像を使った学習や、実際に火力発電模型実験や断熱ガラスの体験を行うなどして省エネについて学び、最終回となった12月5日は、子どもたちがグループごとに行った研究の成果を『省エネ新聞』にして発表しました。

研究テーマは、エアコン・冷蔵庫・テレビなど電気製品の電力の浪費を防ぐ方法や、料理のできる省エネ、水の節約、ごみの減量と再利用、レジ袋の減少、リサイクル運動などバラエティ豊か。

「青い色の服を着ると暖まりやすい」、「冷蔵庫にカーテンを付けて、ドアの開閉による電力消費を防ごう」など、子どもたちの独創的な発見やアイデアがたくさん発表されました。

また、「レジ袋を減らそうのポスターを地域の商店に貼ってもらい、省エネを学

校の中だけでなく地域全体に広めて行きたい」との意見や、「冷蔵庫のカーテンに最適な色や素材をもう一度調べてみよう」などの新しい課題も見つかりました。

省エネ教室の最後に、小寺先生から「省エネは無理なく誰にでもできることが大切。みんなの発表や質問の中から見つけた新たな課題を研究して、これからも環境の勉強を続けてほしい。そして自分たちだけでなく、家族や地域の人みんなに広げて行ってください」との言葉がありました。

子どもたちは、これからも環境の学習と省エネ活動を続け、地球温暖化を防ごうと決意を新たにしていました。



小寺先生の言葉に熱心に耳を傾ける子どもたち

## アスベスト(石綿)健康被害救済制度のお知らせ

アスベスト(石綿)により健康被害を受けられた方やそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して、医療費等の救済給付を行う制度が設けられています。

救済給付を受けるには、「環境再生保全機構」の認定を受ける必要があります。心当たりのある方は、下記のいずれかにご相談ください。

### 相談先

環境保全再生機構 0120-389-931(フリーダイヤル)  
環境省中国四国地方事務所 087(811)7240  
西讃保健福祉事務所 25-2052

## フロン回収破壊法改正のお知らせ

飲食店の冷蔵庫や事務所のエアコンなどの業務用冷凍空調機器に使用されているフロン類は、フロン回収破壊法に基づき、回収業者によって回収が進められています。

平成18年6月同法が改正され、これまでのフロン回収業者に加えて、機器の整備者(設備業者等)や廃業者(ユーザー、ビルオーナー等)、建物解体工事の元請業者、リサイクル業者などにも、新たにフロン回収に係る手続きなどの義務が課せられることになりました。この改正フロン回収破壊法は、平成19年10月から施行されます。

問い合わせ 県環境管理課 087(832)3219  
(県ホームページ <http://www.pref.kagawa.jp/kankyokanri/freon/drillhm>)

# もっと知りたい! 裁判員制度

「法律を知らないのに有罪かどうかの判断ができるの?」

裁判員制度についての講演会場でよくこのような質問がでます。裁判では、本当に被告人によってその犯罪が犯されたのかどうかを、証拠によって認定しなければなりません。この事実を認定していく作業は、皆さんが日常的に行っている判断の場合と、本質的には同じなのです。

例えば、お母さんが、冷蔵庫の「いちごケーキ」をこっそり食べたのは兄弟2人のどちらかを判断する場合を考えてみましょう。そのときお母さんは、ケーキを食べたと思われる時間に2人がどうしていたか、ほったたに生クリームがついているのはどちらかなど、そういった具体的な根拠に基づいてどちらかの子を指さすでしょう。

このように、皆さんも普段から、何らかの根拠に基

づき常識に照らして判断し、その判断に基づいて行動していると思います。裁判はこのような根拠について、法廷で調べた証拠だけが根拠にできるというものです。ですから心配はしないでください。社会生活をしている人は立派に判断することができます。

裁判員は、さまざまな職業、世代、経験を有する方が選ばれます。裁判員裁判では、こういった皆さんの生活人としての視点からの意見をいただくことが大切と考えています。もっとも、裁判員が判断する前提として法律の理解が必要なこともあります。この場合には裁判官から分かりやすく説明しますので、前もって勉強しておかなくても全く心配はありません。

高松地方裁判所・高松地方検察庁・香川県弁護士会

## 1月10日は「110番の日」

～110番 地域を守る ホットライン～

110番は、みなさんが事件事故などに遭われた時の『警察への緊急通報用電話』です。

110番通報は、高松市内にある香川県警察本部通信指令室で受理するとともに、警察署でも同時に内容をお聞きし、近くにいるパトカーや警察官を現場に急行させています。

110番をかけた時には落ちついて係員の質問に答えてください。なお、110番を緊急通報用電話として有効活用するため、急を要しない『相談』や『要望』、『問い合わせ』などは、下記の電話をご利用ください。

- ・ 警察相談110番 一般電話 087(831)0110  
プッシュ回線電話 9110
- ・ 観音寺警察署 25・0110
- ・ 高瀬警察署 72・0110

110番をかけると・・・

- ☎ 何がありましたか?
- ☎ いつ、どこでありましたか?
- ☎ けが人はいますか?
- ☎ 犯人の特徴および逃げた方向・手段は?  
(犯人の人数・人相・服装・年齢等)  
(逃げた方向、車の色・型・ナンバー等)
- ☎ あなたの住所・名前・電話番号を教えてください。

などの質問をしますので、あわてず落ち着いて教えてください。



## 消防だより

三観広域北消防署  
72・2119

消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売にご注意を!!

最近、香川県下において一般家庭での消火器の点検や、住宅用火災警報器等の悪質な訪問販売でトラブルが急増しています。被害に合わないために下記のことにご注意しましょう。

消防署や市が直接防災機器等を訪問販売することはありません。消防署や市が特定の業者の商品を斡旋したり、販売を依頼することはありません。

住宅用火災警報器は、消防設備取扱店、ホームセンター、家電量販店でも取り扱っている所があるので、むやみに契約書に署名・捺印はしないようにしましょう。

点検業者と名乗る者が言葉巧みに署名させて、高額な料金を請求してくることがあります。十分注意しましょう。

1月17日・・・防災とボランティアの日

1月26日・・・文化財防火デー

## 不動産競売事件を取り扱う裁判所の 変更についてのお知らせ

香川県下の不動産競売事件は、これまで物件の所在地によって高松地方裁判所本庁、丸亀支部、観音寺支部の3カ所で取り扱われていました。それが平成19年4月1日から、県下の物件は、すべて高松地方裁判所本庁で取り扱うこととなります。この変更に伴い、不動産競売申立書の受付や競売物件を買い受けるための入札は、高松地方裁判所本庁においてのみ行われることとなりますのでご注意ください。

問い合わせ 高松地方裁判所 民事部執行係  
087(851)1531